

犯罪被害者等見舞金



犯罪被害に遭われた方に、見舞金を支給します

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

市では、殺人や傷害などの犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、または入院するなど重傷病を負われた方の、被害直後に直面する経済的な負担の軽減を目的に見舞金を支給します。
※令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

支給対象

警察署で被害届が受理された被害者で、泉大津市に住民登録がある方
※やむを得ない理由（DV等）により住民登録がない場合は市内在住者

対象となる犯罪行為

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪にあたる行為（殺人、傷害、放火、強制わいせつ等）

※警察に被害が認知された犯罪であること

申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年以内、
または、犯罪による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内。

見舞金の種類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位に当たる方	30万円 ※すでに重傷病見舞金を受給された場合は20万円
重傷病見舞金	犯罪行為によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った市民の方 ①医師の診断により、1か月以上（過失による犯罪の場合は3か月以上）の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患	10万円

支給できない場合

次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給をすることができません。

- ①被害を受けた市民と加害者との間に親族関係がある場合
- ②犯罪被害を受けた市民が次に掲げる行為を行うなど、被害者本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合
 - ア.他人をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪ほう助を行った場合
 - イ.過度の暴力や脅迫、重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為
 - ウ.その他、当該犯罪に関して著しく不正な行為など

申請方法

- ①人権くらしの相談課窓口で配布する、もしくは泉大津市のホームページに掲載している所定の様式を印刷のうえ、必要事項を記入してください。
- ②記載した様式に必要な添付書類をそろえて、市役所4階の人権くらしの相談課にお越しいただくか郵送にてご提出ください。



制度のお問い合わせ先・申請窓口

泉大津市市民生活部 人権くらしの相談課
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
電話番号：0725-33-1131

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土日・祝日及び年末年始を除く）